

令和4・5年度志布志市入札等参加資格審査申請提出要領（物品製造・役務の提供等）

志布志市物品又は役務の調達等入札参加資格審査要綱（平成18年志布志市告示第15号）に基づき、令和4・5年度志布志市入札等参加資格審査申請を受け付けます。

申請書は、今回から「総務省の共通様式」を採用しています。従前の様式で提出されても受付できません。
なお、今回から1事業所につき、委任できる事業所は1か所のみとなりますので、併せてご注意ください。

記

1 受付期間

令和4年4月18日（月）から令和5年12月22日（金）まで

2 有効期間

審査完了日から令和6年3月31日まで

3 提出先

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号 志布志市役所財務課契約係

【問合せ先】志布志市役所財務課契約係 電話 099-472-1111（内線424・426）

※松山支所・有明支所では受付できません。

◎新型コロナウイルス感染症予防のため、提出書類を直接持参されることはご遠慮ください。

4 提出方法

(1) 郵送

※必ず配達を確認できる簡易書留、宅配便等で提出してください。

※従前の申請のように、紙ファイルに綴って提出する必要はありません。

(2) オンライン申請

※「鹿児島県電子申請共同運営システム（e申請）」から本申請を選び、提出書類を添付して送信してください。

※エクセルシートによる申請書様式は、エクセル形式のまま入力し、提出してください。（PDF等への変換は不要。）

5 提出部数

1部

6 申請者の資格

入札参加資格は、次のいずれにも該当することを条件とします。

- (1) 参加申請の営業に関し法律上必要な資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 志布志市が行う契約からの暴力団排除措置に関する規程（令和元年志布志市訓令第4号）第3条に該当しない者であること。
- (4) 資格審査を申請する業種区分について資格審査の申請の日の直前の月末から直前2年間に業務の実績を有する者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない事業主であること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの

7 業者区分

- (1) 志布志市と行う物品又は役務の調達額が1件当たり全て5万円以上の業者
- (2) 志布志市と行う物品又は役務の調達額が1件当たり全て5万円未満の業者

※5万円以上を提出した場合は、5万円未満を提出する必要はありません。

8 提出書類及び記入要領等（契約額が1件当たり全て5万円以上の業者用）

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
1	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 ・経営状況調査表 ・営業所一覧表 	様式1 様式4-1 ② 様式4-2	○	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省が定める【物品製造・役務の提供等に係る入札参加資格審査申請書】を提出してください。（志布志市長 宛て） ・申請書類への押印は不要です。 ・担当者名、担当者電話番号等を記入してください。（申請書等の問合せに使用します。） 	全業者
2	競争参加資格希望営業品目表（物品） （役務の提供等）	様式4-1 ①	○	<ul style="list-style-type: none"> ・登録を希望する業務内容に○を付けてください。 ・複数選択可。 	全業者
3	誓約書・自己及び自社の役員等の名簿	様式6	○	<ul style="list-style-type: none"> ・自己及び自社の役員等の名簿で報告すべき対象者（監査役又はこれに準ずる者を除く。） （1） 法人にあつては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。以下この欄において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者 （2） 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他（1）に掲げる者と同等の責任を有する者 （3） 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者 	全業者

No	提出書類		様式	複写	摘要	提出対象
4	国税	法人	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署又はe-Tax（※電子納税証明書）で交付を受けてください。 ※電子納税証明書は令和3年7月から新しく導入されたサービスで、e-Taxを使って税務署へ請求すると、お手元のパソコンからダウンロードできます。 ※申請日前3か月以内のもの 	全業者
		個人				
5	都道府県税		—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域振興局又は各支庁県税課で交付を受けてください。 ※申請日前3か月以内のもの ※委任先住所で納税がある場合は、委任先分のみ提出。 	全業者
6	市町村税		—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の税務課で交付を受けてください。 ※申請日前3か月以内のもの ※委任先住所で納税がある場合は、委任先分のみ提出。 	全業者
7	法人	商業登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局で交付を受けてください。 ※申請日3か月以内のもの 	全業者
	個人	身分証明書	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地のある市区町村で交付を受けてください。 ※申請日前3か月以内のもの 	
8	法人	印鑑証明書	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。 法人：法務局で交付を受けること。 個人：市区町村で交付を受けること。 	全業者
	個人	印鑑登録証明書				

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
9	労災保険の加入が確認できる書類	参考 様式	○	<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険料納入証明願、保険料納入告知額・領収済額通知書、概算・増加概算・確定保険料申告書等のその他これらに準ずる書類のいずれか1部を提出してください。 ・本人・家族・夫婦のみで施工しており、労災保険料及び雇用保険料納入の実績がない場合は、申立書を提出してください。 	全業者
10	事業所に関する誓約書 【物品製造・役務の提供等共通】	様式9	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の状況について確認し、記載し、提出してください。 ※これらの内容を確認するために必要な添付資料の提出は不要です。 ・誓約書の内容を全て満たしていない場合、入札等参加資格を申請することはできませんのでご注意ください。 	全業者
11	委任状	様式12	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する場合は提出が必要です。 ※1事業所につき、委任できる事業所は1か所のみとなります。 	該当業者
12	使用印鑑届	様式13	△	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用印鑑が「8」の印鑑証明書又は印鑑登録証明書の印鑑と同じ場合、「使用印鑑届」は提出不要です。</u> 【郵送申請の場合】 使用印鑑を押した様式13の<u>原本</u>を提出してください。 【オンライン申請の場合】 使用印鑑を押印した様式13の<u>データ</u>を提出してください。 	該当業者

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
13	有資格者名簿及びそれを証する書類	—	○	・申請する業務に関し資格を必要とする場合は、その資格を証する書類（免許状等）の写しを添付してください。	該当業者
14	営業許認可の証明書	—	○	・申請する業務の営業に関し、許可、認可等を必要とする場合は、営業許認可の証明書の写しを添付してください。	該当業者
15	貸借対照表及び損益計算書	—	○	・申請書を提出する日の直前1事業年度の決算におけるものを提出してください。	全業者
16	郵便ハガキ又は返信用封筒 (返信先を記載し、切手を貼付したものの)	—	×	<p>・今回の資格審査申請の結果通知を送付する際に使用します。</p> <p>【郵送申請の場合】・・・必要</p> <p>返信できるハガキ又は封筒を必ず提出してください。</p> <p>審査後に結果を郵送で通知します。</p> <p>【オンライン申請の場合】・・・不要</p> <p>電子申請システムでは、登録申請後、「審査完了のお知らせ」メールが届きましたら、審査が完了し、登録したことをお知らせするものですので、郵送による結果通知は行いません。</p> <p>(返信用ハガキ及び封筒は不要です。)</p>	郵送申請の業者のみ

9 提出書類及び記入要領等（契約額が1件当たり全て5万円未満の業者用）

No	提出書類		様式	複写	摘要	提出対象
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 ・ 経営状況調査表 ・ 営業所一覧表 		様式1 様式4-1 ② 様式4-2	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省が定める【物品製造・役務の提供等に係る入札参加資格審査申請書】を提出してください。（志布志市長 宛て） ・ 申請書類への押印は不要です。 ・ 担当者名、担当者電話番号等を記入してください。 	全業者
2	誓約書・自己及び自社の役員等の名簿		様式6	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己及び自社の役員等の名簿で報告すべき対象者（監査役又はこれに準ずる者を除く。） (1) 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。以下この欄において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者 (2) 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他（1）に掲げる者と同等の責任を有する者 (3) 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者 	全業者
3	市町村税	滞納のない証明書又は納税証明書	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村の税務課で交付を受けてください。 ※申請日前3か月以内のもの ※委任先住所で納税がある場合は、委任先分のみ提出。 	全業者

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
4	労災保険の加入が確認できる書類	参考 様式	○	<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険料納入証明願、保険料納入告知額・領収済額通知書、概算・増加概算・確定保険料申告書等のその他これらに準ずる書類のいずれか1部を提出してください。 ・本人・家族・夫婦のみで施工しており、労災保険料及び雇用保険料納入の実績がない場合は、申立書を提出してください。 	全業者
5	事業所に関する誓約書 【物品製造・役務の提供等共通】	様式9	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の状況について確認し、記載し、提出してください。 ※これらの内容を確認するために必要な添付資料の提出は不要です。 ・誓約書の内容を全て満たしていない場合、入札等参加資格を申請することはできませんのでご注意ください。 	全業者
6	委任状	様式12	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する場合は提出が必要です。 ※1事業所につき、委任できる事業所は1か所のみとなります。 	該当業者
7	営業許認可の証明書	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する業務の営業に関し、許可、認可等を必要とする場合は、営業許認可の証明書の写しを添付してください。 	該当業者

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
8	郵便ハガキ又は返信用封筒 (返信先を記載し、切手を貼付したもの)	—	×	<p>・今回の資格審査申請の結果通知を送付する際に使用します。</p> <p>【郵送申請の場合】・・・必要</p> <p>返信できるハガキ又は封筒を必ず提出してください。</p> <p>審査後に結果を郵送で通知します。</p> <p>【オンライン申請の場合】・・・不要</p> <p>電子申請システムでは、登録申請後、「審査完了のお知らせ」メールが届きましたら、審査が完了し、登録したことをお知らせするものですので、郵送による結果通知は行いません。</p> <p>(返信用ハガキ及び封筒は不要です。)</p>	郵送申請 の業者の み